

処遇改善等加算Ⅲ及び医療的ケア児保育支援加算に係る FAQ

※ この FAQ は令和 5 年 4 月 1 日以降の取扱いを示すものです。

<処遇改善等加算Ⅲ>

【No.1】

Q 法人役員に対する賃金改善は、処遇改善等加算Ⅲの対象となりますか。

A 法人役員は原則として対象となりません。ただし、使用人兼務役員として保育実務を行っており、加算の基準を満たす場合、使用人部分の賃金改善として対象とすることができます。法人役員を兼務する施設長は対象外（使用人兼務役員であっても対象外、役員報酬を受け取っていない場合でも対象外）となりますのでご注意ください。なお、法令により使用人兼務役員になることができない役員（代表取締役、代表執行役、代表理事、代表社員等）は、加算の対象となりません。

【No.2】

Q 処遇改善等加算Ⅲの対象職員は保育従事者に限られますか。

A 保育士や子育て支援員等の保育従事者だけでなく、事務職員、調理員、栄養士、通常保育以外の加算（延長保育加算、病児保育加算、連携推進加算等）により配置している職員等、施設に勤務し、運営費から給与が支給される職員（非常勤職員を含む）を対象とすることができます。なお、非常勤職員の場合、加算額は常勤職員による職員数をもとに算定します。また、本部との兼務職員については、次の要件を満たす場合に対象とすることができます。

- ・兼務辞令が発令されている、又は職務分担が明文化されている
- ・保育施設の運営に係る実務の対価を運営費から支弁している

その他、法人役員等を兼務する職員については、【No.1】を参照してください。

【No.3】

Q 要綱の定めにある「専任の施設長」の定義に付いて教えてください。

A 専任の施設長とは当該施設の施設長としての業務に常勤職員として従事する者を指し、保育の現場で勤務する職員数やその他加算事業の配置基準に含まれていない者となります。また、他の施設と兼務している施設長は「専任の施設長」として見なすことができません。

【No.4】

Q 処遇改善等加算Ⅲについて、全ての職員を賃金改善の対象とする必要はありますか。

A 賃金改善の対象、方法については、事業者の判断により決定することができます。ただし、処遇改善等加算Ⅲに係る、施設全体での賃金改善の合計額（法定福利費等の事業主負担額を含む）は、助成要領別紙 8 に定める加算見込額以上である必要があります。また、実施要綱又は助成要領の改正に伴い、加算見込額が変更となる場合、賃金改善の合計額が加算見込額以上となるようにしてください。なお、賃金改善の合計額が加算見込額を下回る場合、差額は返還していただきます。

【No.5】

Q 処遇改善等加算Ⅲの賃金改善部分に係る、職員に対する賃金改善額について教えてください。

A 加算額の算定は職員配置基準に基づきますが、各職員の実際の賃金改善額は事業者の判断により決定することができ、それぞれの賃金改善額が一律同額である必要はありません。ただし、特定の職員に合理的な理由なく偏って賃金改善を行うといった、恣意的な賃金改善が行われないよう留意する必要があります。また、継続的な賃上げ効果の助けとなるよう、施設全体での賃金改善の合計額（法定福利費等の事業主負担額を除く）の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる必要があります。全ての職員が本要件を満たすことが望ましいですが、実際の賃金改善にあたって、一部の職員が本要件を満たさない場合であっても、合理的な理由なく特定又は一部の職員に偏った賃金改善とならないようにしてください。なお、特段の合理的な理由なく、施設全体で本要件を満たさない場合、加算額は返還していただきます。

【No.6】

Q 賃金改善の実施期間についての要件を教えてください。

A 処遇改善等加算Ⅲを適用する月の給与を支払う時から、翌年3月分の給与を支払う時まで、年度を通じて賃金改善を行う必要があります。例えば、給与を翌月払いとしている事業者が、4月から加算を適用する場合、4月分の給与を支払う5月から、翌年3月分の給与を支払う4月まで、賃金改善を行う必要があります。

<医療的ケア児保育支援加算>

【No.7】

Q 加算により配置する職員が、医療的ケア児の支援に従事する以外の時間、通常保育等の業務に従事することは可能ですか。

A 可能です。ただし、通常保育の職員配置基準や他の加算（病児保育加算等）の要件としてカウントすることは出来ません。なお、別の業務に従事する場合でも、保育施設内で勤務することが前提となります。

【No.8】

Q 2名の医療的ケア児に対し、看護師1名と認定特定行為業務従事者1名が対象児童の医療的ケアを実施する場合の加算額の計算方法について教えてください。

A 「看護師等を配置して医療的ケアを行う場合」と「認定特定行為業務従事者である保育士等が医療的ケアを行う場合」の加算額（年額）を足し上げた金額となります。

【No.9】

Q 「保育士等の研修受講に係る費用」について教えてください。

A 研修受講料を指し、自己負担としている交通費や宿泊費、昼食代は含めません。なお、交通費及び宿泊費については、運営費上の経費として計上可能です。ただし、合理的な理由なく、施設及び法人の近隣でない自治体で受講する等の場合には対象外となりますのでご注意ください。

【No.10】

Q 「保育士等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用」の考え方について教えてください。

A 「代替職員」は研修を受講する職員と同等の職種であることが求められ、「費用」については、研修を受講した日数で代替職員の人件費を日割りして算定してください。

【No.11】

Q 「実際に支出した額の合計額が加算額の合計額に満たない場合は、実際に支出した額を上限とし、残額は返還するものとする」と記載がありますが、「実際に支出した額の合計額」の考え方について教えてください。

A 「実際に支出した額の合計額」＝「配置する職員の人件費」(+「研修受講料」)となります。「配置する職員の人件費」については、医療的ケア児の登園実態に合わせ、配置された職員が医ケア児対応に従事していれば、当該月の人件費を満額計上することができます(医療的ケア児の登園日数で日割りする必要はありません)。

【No.12】

Q 医療的ケア児支援加算により配置された職員については、処遇改善等加算Ⅲの対象となりますでしょうか。

A 処遇改善等加算Ⅲの対象となります。

【No.13】

Q 「対象児童の在籍があること」が加算の要件とされていますが、登園した日数についてはどのように考えればよいでしょうか。

A 登園した日数について、要件の定めはありません。ただし、「加算を取得した施設で集団可能であるかどうかを自治体へ確認する(コーディネーター面談等)」等、状況に応じて再審査を実施する場合がありますのでご留意願います。

【No.14】

Q 新規加算申請時に「職員配置1人」として申請した場合に、月次報告で実態として「児童2人」「職員配置2人」となった場合、月次報告での支給額はどのように計算されますでしょうか。

A 「職員配置1人」としての加算額のみ支給されます。事前の計画に基づいた内容のみ、加算対象として取り扱うという制度主旨によるものです。

【No.15】

Q 新規加算申請時に加配職員の配置を申請していない場合に、月次報告で実態として加配職員を配置した場合、月次報告での支給額はどのように計算されますでしょうか。

A 「加配職員の配置」に係る加算額は支給されません。事前の計画に基づいた内容のみ、加算対象として取り扱うという制度主旨によるものです。

【No.16】

Q 医療的ケア児保育支援加算について、今年度はすでに医療的ケア児の在籍がある施設が加算対象とのことですが、何故でしょうか。

A 医療的ケア児の保育は「やりたいからどこの施設でもできる」という性質のものではなく、「預かりたいから準備したい」段階での助成金の支給は想定されていないことから、加算対象が「すでに医療的ケア児の在籍がある施設」に限定されています。

【No.17】

Q 年度内に医療的ケア児の入所予定がある一方、預かり時期が申請期間に間に合わない場合、今回の加算申請の対象外となりますでしょうか。

A 医療的ケア児の受入れについて、都道府県又は市町村(特別区及び一部事務組合を含む。)との調整状況を整理した上で個別に協会へご相談ください。